

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、企業型の
確定拠出年金における加入者の掛金拠出を認める等関係法律について所要の改正を行う。

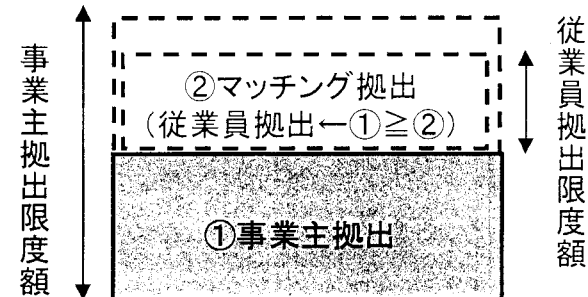
1 確定拠出年金法の一部改正

マッチング拠出の容認

企業型の確定拠出年金における事業主の掛金拠出に
加えて、加入者の掛金拠出を認める。
(拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で認める。)

※ 拠出限度額については、5.1万円への引上げを予定。(政令改正事項)

4.6万円

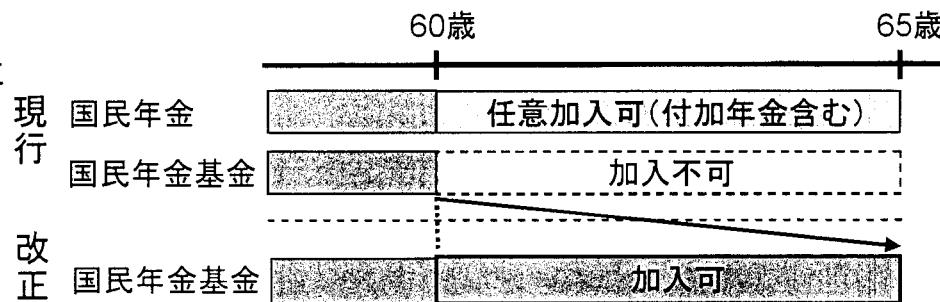


2 国民年金法の一部改正

国民年金基金の加入年齢の引上げ

国民年金の任意加入者(加入期間を増やすために
60~65歳の間任意加入した者等※)について、
国民年金基金への加入を認める。

※ 65歳未満の海外居住者等を含む。



3 その他

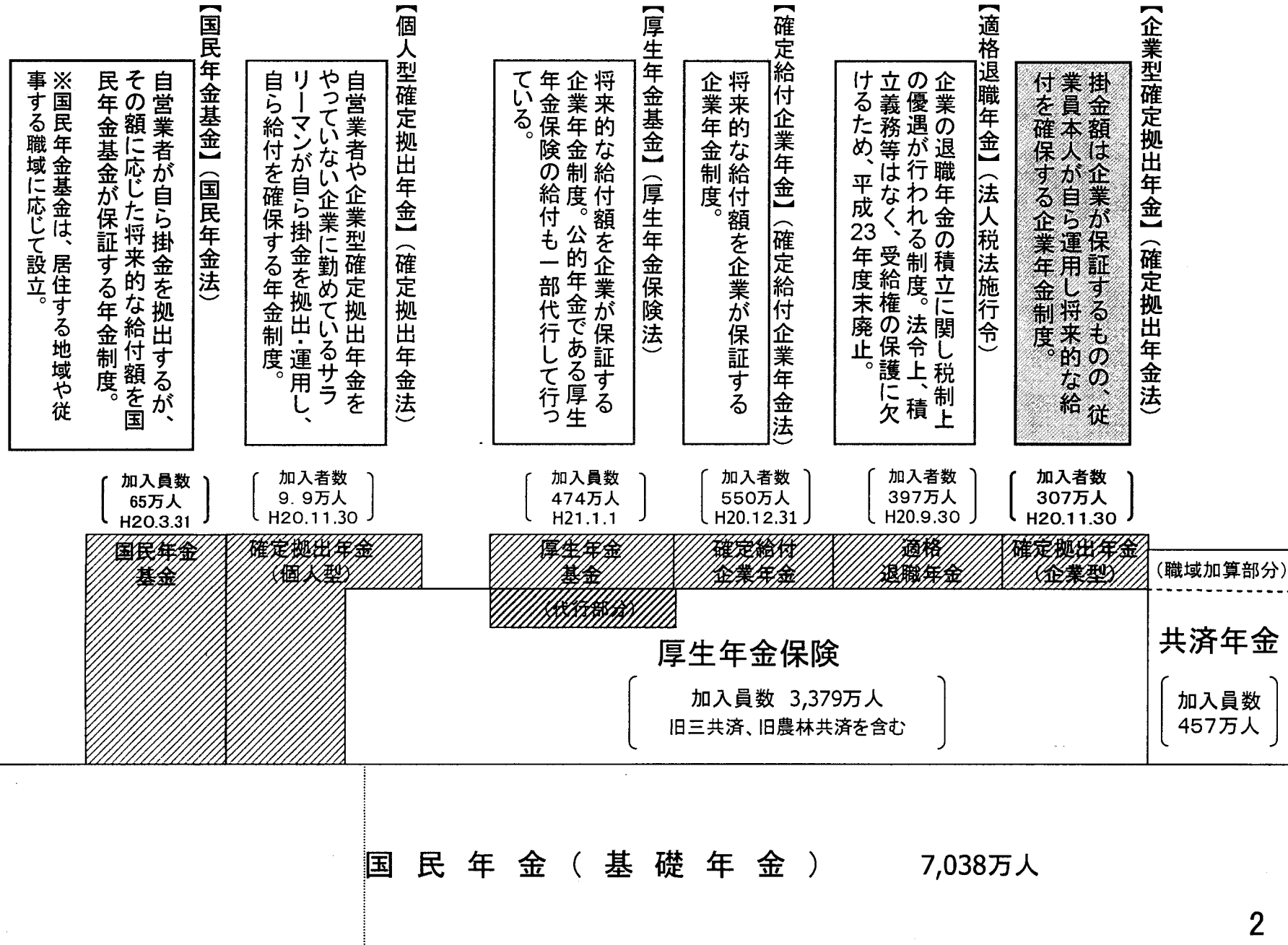
年金基金等の委託を受け、加入員等の年金情報の収集等を行うことを連合会(※)の業務として明記する等の
改正を行う。(厚生年金保険法等の一部改正)

※企業年金連合会、国民年金基金連合会

施行期日 平成22年1月1日(予定)

※ただし2については公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日を、3については平成23年4月1日を予定。

年金制度の体系



平成21年度 与党税制改正大綱(抄) 確定拠出年金関係(平成20年12月12日)

第一 平成21年度改正の基本的考え方

7 金融・証券税制

また、老後に向けた資産形成を行う自助努力を促す本格的な税制の整備を視野に入れ、こうした取組みの嚆矢として、確定拠出年金について、個人拠出(マッチング拠出)を導入するとともに、拠出限度額を引き上げる。

第三 平成21年度税制改正の具体的内容

八 金融・証券税制

6 確定拠出年金制度

- (1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。
- (2) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

	(現 行)	(改正案)
① 企業型		
イ 他の企業年金がない場合	月額 4.6万円	月額 5.1万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額 2.3万円	月額 2.55万円
② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額 1.8万円	月額 2.3万円

第四 検討事項

4 企業年金、確定拠出年金等に係る税制については、年金制度改革の議論等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランス及び公的年金との関連、ポータビリティ拡充に向けた環境整備の必要性、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、拠出・運用・給付段階を通じた課税のあり方について抜本的な見直しを行う。この見直しと併せて、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。